

業 務 委 託 契 約 細 目

(総 則)

第1条 受注者は、この契約書、仕様書及び発注者の提供する資料に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の期間内に、当該業務を完了しなければならない。

2 受注者は、この契約に基づく業務の処理について、仕様書及び発注者の提供する資料に明示されていない事項又は不明な事項があるときは、発注者の指示に従うものとする。
(実施計画書)

第2条 受注者は、契約締結の日から7日以内に仕様書に基づき様式第1号の業務実施計画書を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。ただし、その業務内容が軽微なもの等、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転若しくは事業譲渡等に伴う承継をさせ、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の事前の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、様式第2号の業務再委託承認願を発注者に提出し、様式第3号の業務再委託承認通知書による承認を得た場合は、この限りではない。

(組織変更の報告等)

第5条 受注者は、会社の合併・分割等の組織の変更を行おうとする場合は、事前に発注者に対して報告しなければならない。

2 受注者は、発注者から前項の変更に係る計画書や契約書等の開示を求められた時は、これに応じなければならない。

(業務の調査等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し業務の実施過程につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認める場合は、業務の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、履行期間又は委託金額の変更を要するときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれらを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者と受注者とが協議して賠償額を定めるものとする。

(履行遅滞における違約金)

第8条 受注者は、その責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了しないときは、委託金額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額に相当する遅滞違約金を発注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額(この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定し

た当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する違約金を超える場合に、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第10条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じた場合は、発注者が負担するものとし、その額については、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

（完了の確認及び検査）

第11条 受注者は、業務が完了したときは、発注者に対し契約の目的物（以下「成果物」という。）を引き渡し、様式第4号の業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による完了の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行わなければならない。

4 前3項の規定は、前項の補正をした場合について準用する。

5 発注者は、検査に合格したときは、様式第5号の業務検査結果通知書により受注者に通知するものとする。

6 成果物の所有権は、成果物が検査に合格したときをもって、発注者に移転するものとする。

（危険負担）

第12条 所有権移転前に生じた成果物の滅失、損傷その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の負担とする。

（委託料の支払い）

第13条 受注者は、第11条第5項の規定による通知を受けたときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

（契約不適合責任）

第14条 発注者は、成果物に種類、品質又は数量に関する契約内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、受注者は、発注者の請求する方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定は、受注者に対する損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

4 追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 発注者が契約不適合（数量に関するものを除く。）を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 発注者は、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じた契約不適合（数量に関するものを除く。）を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（発注者の契約解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 川口市契約に関する規則第3条第1項及び第3項に基づく入札参加の資格審査の申請手続において、虚偽の申請をしたことが判明し、契約の履行を継続することが不適切であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約事項に違反したとき。

(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に
関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると
き。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい
ると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認
められるとき。

ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が
イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した
と認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材
料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)
に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつ
たとき。

2 前項の規定は、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、解除により生じる損害
について、発注者に対し一切の請求を行うことができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託金額の10分
の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ただし、受注者の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又はその債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみな
す。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法
律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14
年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11
年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する違約金を超える場合は、発
注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除したことにより損害を受けたときは、発注者
に対してその賠償を請求することができる。

(川口市情報セキュリティポリシーの遵守)

第18条 受注者は、業務の遂行にあたり、川口市情報セキュリティポリシーを遵守しな
なければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、川口市契約に関する規則によるほか、
必要に応じてその都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。